

遠野市監査委員告示第5号

平成27年4月15日

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査（有価証券等・岩手県収入証紙・水道事業貯蔵品）を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

遠野市監査委員 佐藤 サヨ子

遠野市監査委員 佐々木 資光

遠野市監査委員 瀧本 孝一

定期監査（有価証券等・岩手県収入証紙・水道事業貯蔵品）結果報告書

1 監査の目的

財産管理事務に属する有価証券等、岩手県収入証紙及び水道事業貯蔵品の出納及び保管に関する定期監査は、平成26年度決算審査に係る期中監査として位置づけ、年度末における財産及びその管理の状況を把握するため、地方自治法第2条第14項及び第15項の趣旨にのっとり、当該事務が適法で合理的かつ効率的に行われているかどうかについて監査することを目的に実施した。

2 監査期日、監査項目及び対象課等

- (1) 監査期日 平成27年4月8日（水曜日）
- (2) 監査項目 平成26年度末現在の有価証券等、岩手県収入証紙及び水道事業貯蔵品（以下「有価証券等」という。）の出納及び保管状況
- (3) 対象課等 総務部総務課（管財担当）、総務部市民課、会計課、水道事務所

3 監査の方法

監査書類の提出又は提示を求め、その内容について照合確認するとともに、対象課等の職員から説明を聴取して実施した。

4 監査結果等

対象課等	監査項目	監査結果
総務課（管財担当）	有価証券等に係る市有財産の管理（記録管理を含む。）、取得処分に関すること。	有価証券は適切に保管管理されている。
市民課	岩手県収入証紙の出納及び保管状況に関すること。	岩手県収入証紙は適切に保管管理されている。
会計課	有価証券等（基金に属する有価証券を含む。）の出納及び保管状況に関すること。	有価証券は適切に保管管理されている。
水道事務所	水道事業貯蔵品の出納及び保管状況に関すること。	貯蔵品は適切に整理・整頓管理されており、貯蔵品にシールを貼るなど管理方法も工夫されている。